

# 1 仙台市下水道条例の改正について (令和8年3月12日施行)

## ★改正内容

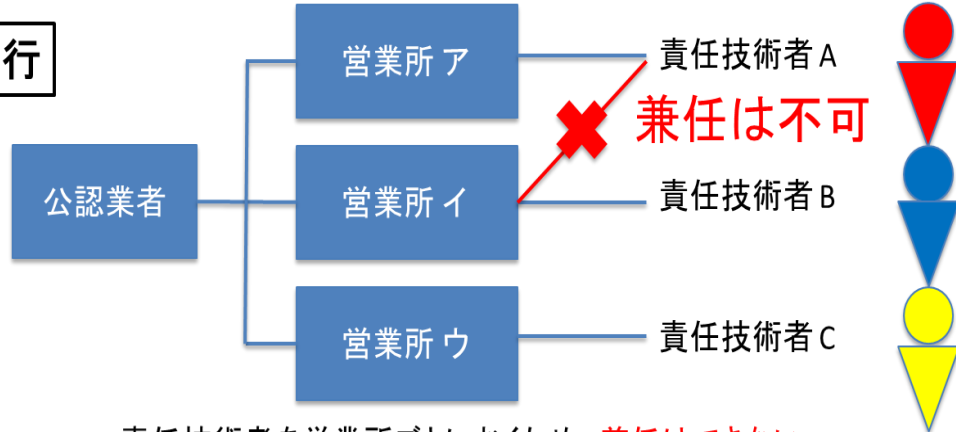
(責任技術者)  
第六条の十一

公認業者は、営業所ごとに、第六条の九第一項の登録を受けている者のうちから、責任技術者を**選任**しなければならない。この場合において、公認業者は、当該責任技術者を**他の県内営業所の責任技術者と兼ねさせることができる。**

現行は「専属」

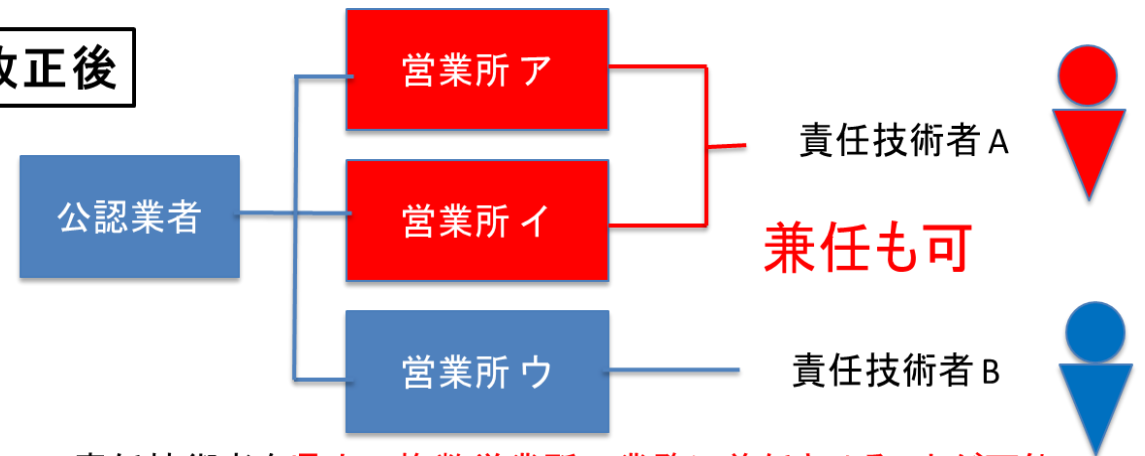
同一公認店である  
ことが必要です

現行



責任技術者を営業所ごとにおくため、兼任はできない

改正後



責任技術者を県内の複数営業所の業務に兼任させることが可能

※責任技術者の複数公認店の業務の兼任は不可

～ 責任技術者の配置基準を緩和します～